

歯科材料 09 歯科用研削材料
一般医療機器 歯科用研磨器材 (70907000)

ダイヤモンド

【形状・構造及び原理等】

- 1) 成分 アルミナ、ダイヤモンド、脂肪酸
- 2) 形状、構造 淡灰色の固体



【使用目的又は効果】

歯科補綴物等の最終研磨に用いる材料である。主にチタン合金、純チタン、硬質メタル、超硬質メタル、床用レジン、光重合レジン、ハイブリッド樹脂、陶材の研磨に用いる。

【使用方法等】

本品をフェルトホイール、ロビンソンブラシ、ブラシ、バフ等に塗布し、歯科用駆動装置及びハンドピースに装着し、回転させて、ソフトタッチで断続的に被研磨物に押し付けて研磨する。

【使用上の注意】

- 1) 使用上の注意
 - ① ブラシ、バフ等は本材専用とし、他の研磨材と併用しないこと。
 - ② 研磨材の付着したブラシ、バフ等は補綴物に分けて使用すること。
 - ③ 研磨後補綴物等は水で十分洗浄すること。
 - ④ 本材を用いて歯科技工物を研磨する際には、粉塵、飛散による人体への影響を避けるために、保護メガネ、局所吸塵装置、公的機関が認可した防塵マスク等を使用すること。
 - ⑤ 本材が目に入らないように注意すること。万一目に入った場合には直ちに大量の流水で洗浄した後、眼科医の診断を受けること。
 - ⑥ 本材を使用する際には、適切な換気（1 時間当たり数回の換気）がなされている場所で使用すること。
 - ⑦ 本材使用時には、発熱に注意しながら作業を行うこと。
 - ⑧ 本材使用前、使用中に異物混入などの不具合が生じた場合は使用を中止すること。
- 2) 重要な基本的注意
 - ① 本材に対して発疹、湿疹、発赤、潰瘍、腫脹、かゆみ、しびれ等の過敏症状のある術者は、手袋などを用いて直接本材に触れないこと。
 - ② 本材に対して発疹、湿疹、発赤、潰瘍、腫脹、かゆみ、しびれ等の過敏症状があらわれた場合には、使用を中止し、医師の診断を受けること。

【保管方法及び有効期間等】

[保管方法]

歯科の従事者以外が触れないように適切に保管・管理すること。

【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】

製造販売業者：山八歯材工業株式会社
電話番号：0533-57-7121
FAX番号：0533-57-1764
e-mail：box@yamahachi-dental.co.jp